



栃木県公報

令和7(2025)年
1月31日(金)
第574号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 49
- 救急医療機関の指定..... 50
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止..... 50
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 51
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 51
- 県営土地改良事業計画の決定..... 52
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 52
- 道路の区域の変更..... 52

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 53
- 開発行為の工事完了..... 54

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 54

告示

栃木県告示第31号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和6（2024）年度分の補助金等から適用する。

令和7（2025）年1月31日

栃木県知事 福田 富一

経営管理部の部の前に次のように加える。

総合政策部	地域振興課	とちぎお試しテレワーク推進事業補助金	地方移住志向を有する東京圏在住の法人の従業員等及び個人事業主が、本県内にお試しで居住しテレワークを実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内において、補助することにより、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	とちぎお試しテレワーク推進事業補助金交付要綱（令和5（2023）年4月1日付け地振第61号）の別表2に掲げる経費	知事が別に定める額	知事が別に定める者
		栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金	東京圏のフリーランスがお試しで本県内にサテライトオフィスを設けテレワーク等により業務を実施する事業に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することにより、本県での事業環境や生	栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業補助金交付要綱（令和5（2023）年4月1日付け地振第	知事が別に定める額	知事が別に定める者

		活環境の体験を通じ、本県内へのサテライトオフィス設置を通じた本県への移住・定住を促進することを目的とする。	62号)の別表2に掲げる経費		
--	--	---	----------------	--	--

(地域振興課)

栃木県告示第32号

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定により告示する。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
独立行政法人国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1-10-37	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	日光市足尾町砂畑4147-2	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市中萩二丁目10番地1	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターしもつが	栃木市大平町川連420番地1	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターとちのき	栃木市大町39番5号	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口537-3	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
医療法人藤沼医院 藤沼医 院	栃木市大平町富田5212-7	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで
医療法人敬成会 村井胃腸科外科クリニック	矢板市木幡1308-20	令和7(2025)年2月1日から 令和10(2028)年1月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所番号	事業者の名称等	指定居宅サービス事業所		停止の内容	停止の期間	サービスの種類
		名称	所在地			
0970501151	株式会社福祉舎	デイサービス	鹿沼市北半田	新規の利用者	令和7(2025)	通所介護

	代表取締役 野澤 充	センター「暖 らいふ」	1489番地 6	の受入れを行 わないこと。	年2月1日から 同年7月31日ま で
--	---------------	----------------	----------	------------------	--------------------------

(高齢対策課)

栃木県告示第34号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定する区域
鹿沼市御成橋町一丁目字川原宿2283番5の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

II

- 1 指定する区域
鹿沼市御成橋町一丁目字川原宿2283番5の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

III

- 1 指定する区域
鹿沼市御成橋町一丁目字川原宿2283番5の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
盛土

IV

- 1 指定する区域
鹿沼市御成橋町一丁目字川原宿2283番5の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
盛土

栃木県告示第35号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
鹿沼市御成橋町一丁目字川原宿2283番5の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物

(環境保全課)

栃木県告示第36号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営穂積地区土地改良（農業用排水施設）事業	令和7(2025)年2月3日から同年3月4日まで	令和7(2025)年3月19日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第37号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営刈沼川地区土地改良（区画整理）事業	令和7(2025)年2月3日から同年3月4日まで	令和7(2025)年3月19日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年1月31日から同年3月3日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道
 路線名 121号
 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	前	日光市鬼怒川温泉大原876-6 から 日光市高德516-2 まで	8.1 ~ 31.0	4600.0	
	後	日光市鬼怒川温泉大原32-1 から 日光市高德516-2 まで	8.1 ~ 21.0	2200.0	

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7（2025）年1月31日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員名	就任役員名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
宇芳真 土地改良区	理 事	大塚 利夫		芳賀郡芳賀町大字与能271	令和6 (2024). 12.19	
大平西部 土地改良区	監 事	猪俣 定一		栃木市大平町下皆川1008-2	令和6 (2024). 11.15	
山 田 土地改良区	理 事	三浦 崇		矢板市土屋124	令和6 (2024). 12.15	
	〃	本橋 政広		〃 豊田36-3	〃	
	〃	揚石 久雄		〃 〃 1200	〃	
	〃	加藤 茂之		さくら市下河戸1140	〃	
	〃	軽部 孔支		〃 〃 289-3	〃	
	〃	高野 孝司	高野 孝司	矢板市山田598-1	〃	令和6 (2024). 12.16
	〃	伊東 芳章	伊東 芳章	〃 〃 1441	〃	〃
	〃	八木澤寛一	八木澤寛一	〃 土屋792	〃	〃
	〃	柳田 明	柳田 明	〃 沢608	〃	〃
	〃	関谷 貞夫	関谷 貞夫	〃 〃 578	〃	〃
	〃	石田 茂夫	石田 茂夫	さくら市上河戸738-1	〃	〃
	〃	金子 善久	金子 善久	〃 〃 538	〃	〃
	〃	水上 洋	水上 洋	〃 南和田475	〃	〃
〃	大森 勝雄	大森 勝雄	〃 金枝1022-8	〃	〃	

理事	金子 和男	金子 和男	さくら市鹿子畑1022	令和6 (2024). 12.15	令和6 (2024). 12.16
〃		鈴木 貴士	矢板市土屋77		〃
〃		八木澤 隆	〃 豊田413		〃
〃		兼崎 圭二	〃 〃 1257		〃
〃		田代 知博	さくら市下河戸1150-2		〃
〃		小山田 忠	〃 〃 272		〃
監事	芳澤 政明		矢板市沢946	令和6 (2024). 12.15	
〃	広野 猛		さくら市南和田165	〃	
〃	荒井 公男	荒井 公男	矢板市上伊佐野485-3	〃	令和6 (2024). 12.16
〃		伊東 守	〃 山田1427		〃
〃		中澤 浩	さくら市金枝147		〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7（2025）年1月31日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市氏家字大野3759番1、3759番2、 3759番3 (開発行為に関する工事) さくら市氏家字大野3790番の一部	矢板市扇町二丁目6番32号	株式会社小堀建設
河内郡上三川町大字上郷字中野合2417番7	宇都宮市ゆいの杜6丁目30番47号 フェイムB203号室	海士 怜史 海士 真秀
下都賀郡壬生町表町518番2、518番2地先	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社

(都市政策課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7（2025）年1月31日

栃木県下水道管理事務所長 鶴見 幸一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

栃木県下水道資源化工場で使用する重油 (JIS K2205 1種1号)

令和7(2025)年度 第1四半期分: 671kℓ (購入見込数量)

令和7(2025)年度 第2四半期分: 663kℓ (購入見込数量)

令和7(2025)年度 第3四半期分: 645kℓ (購入見込数量)

令和7(2025)年度 第4四半期分: 463kℓ (購入見込数量)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間

令和7(2025)年度 第1四半期分: 自 令和7(2025)年4月1日(火)
至 令和7(2025)年6月30日(月)令和7(2025)年度 第2四半期分: 自 令和7(2025)年7月1日(火)
至 令和7(2025)年9月30日(火)令和7(2025)年度 第3四半期分: 自 令和7(2025)年10月1日(水)
至 令和7(2025)年12月31日(水)令和7(2025)年度 第4四半期分: 自 令和8(2026)年1月1日(木)
至 令和8(2026)年3月31日(火)

(4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場 宇都宮市茂原町768

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、石油製品の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(3) 各入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(5) 購入する重油を栃木県下水道管理事務所長が指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和7(2025)年1月31日(金)から同年12月5日(金)まで入札情報システム上で公開する。なお、来所による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

各開札日の前日午後4時まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に郵送(書留郵便)又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和7(2025)年度 第1四半期分: 令和7(2025)年3月25日(火) 午前10時

栃木県下水道管理事務所 会議室

令和7(2025)年度 第2四半期分: 令和7(2025)年6月19日(木) 午前10時

栃木県下水道管理事務所 会議室

令和7(2025)年度 第3四半期分：令和7(2025)年9月18日(木) 午前10時

栃木県下水道管理事務所 会議室

令和7(2025)年度 第4四半期分：令和7(2025)年12月18日(木) 午前10時

栃木県下水道管理事務所 会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、単価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

入札金額については、1リットル当たりの単価を記入することとし、小数点以下第2位までとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加するものに必要な資格資料をエに示すそれぞれの入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号。以下「運用基準」という。)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、それぞれの入札参加申請書類提出期限の1週間後までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者にあつては郵便にて伝えるものとする。

エ 入札参加申請書類の提出期間

令和7(2025)年度 第1四半期分：令和7(2025)年1月31日(金)～同年3月7日(金) 午後4時

令和7(2025)年度 第2四半期分：令和7(2025)年5月19日(月)～同年6月6日(金) 午後4時

令和7(2025)年度 第3四半期分：令和7(2025)年8月18日(月)～同年9月5日(金) 午後4時

令和7(2025)年度 第4四半期分：令和7(2025)年11月17日(月)～同年12月5日(金) 午後4時

(4) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書(様式は自由)をそれぞれの入札参加申請書類の提出期間に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は電子メール又は郵送により同期間に提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、それぞれの質問提出期限の1週間後まで電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(7) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(8) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(9) その他

ア 入札の変更等 令和7(2025)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合にはこの入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil (JIS K2205 Class 1, No.1)

- ① First Quarter of Fiscal Year 2025 contract: 671kℓ
- ② Second Quarter of Fiscal Year 2025 contract: 663kℓ
- ③ Third Quarter of Fiscal Year 2025 contract: 645kℓ
- ④ Fourth Quarter of Fiscal Year 2025 contract: 463kℓ

(2) Delivery period

- ① From April 1, 2025 to June 30, 2025
- ② From July 1, 2025 to September 30, 2025
- ③ From October 1, 2025 to December 31, 2025
- ④ From January 1, 2026 to March 31, 2026

(3) Delivery place

Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant 768 Mobara, Utsunomiya

(4) Time-limit for tender:

- ① 4:00 p.m., March 24, 2025
- ② 4:00 p.m., June 18, 2025
- ③ 4:00 p.m., September 17, 2025
- ④ 4:00 p.m., December 17, 2025

(5) Information is available at:

General Affairs Division,
Sewage Management Office,
Department of Land Development,
Tochigi Prefecture
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

(上下水道課)